

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)芝浦一丁目建替計画」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：NREG 東芝不動産株式会社

代表者：代表取締役 井上 辰夫

所在地：東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号

名 称：野村不動産株式会社

代表者：取締役社長 宮嶋 誠一

所在地：東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)芝浦一丁目建替計画

種 類：高層建築物の建築、自動車駐車場の設置

3 対象事業の所在地

東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号 他

第2 意見

【廃棄物】

工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測事項を建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量等としているが、本事業においては既存建築物の解体も行うことから、解体工事に伴う廃棄物の排出量等についても、予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。